

Title	黎朝永盛避諱字攷
Sub Title	On the substitute characters for the taboo names in Vinh Thinh Era
Author	川本, 邦衛(Kawamoto, Kuniyé)
Publisher	慶應義塾大学藝文学会
Publication year	1994
Jtitle	藝文研究 (The geibun-kenkyu : journal of arts and letters). Vol.65, (1994. 3) ,p.231- 245
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	檜谷昭彦, 佐藤一郎両教授退任記念論文集
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00072643-00650001-0231

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

黎朝永盛避諱字攷

川本邦衛

一

中国では君主や父祖の生前の名を尊び、これを口にするこども、文字に書くこども避けるのが古代からの公的慣習であり、これを「避諱 bi. hui」と称し、「避諱」の語はすでに『漢書』「劉向伝」に「避諱呂霍」と見える。

そもそも「諱」はもともと「忌み嫌う」意味で『康熙字典』もこの義を最初に掲げ、『說文解字』を引いて「諱」は「認也」とし、ついで『広韻』の「避也」、「玉編」の「隠也」を掲げる。ただしこの『說文解字』の解義は鉉本の記載の移転で、「段注」は鉉本の記述を「在誠認二字之下、浅人妄移也、錯本廁此、是也、而忌作認仍誤、認誠也、忌憎惡也」と注し、「諱忌也」と正した。右の原義はこれによる。『広韻』の「避也」は「広雅」の「諱避也」（釈古三）に通じ、『玉編』の「隠也」は「字彙」の「諱隠也」に同じであるが、これらの意味もそれぞれ「忌む」から発展したものである。『康熙字典』が『史記』「商君傳」の「華陽涇陽等擊斷無諱」を引いて示す「畏れる」や、あるいは『礼記』「檀弓編」

の「卒哭而諱」によって教える「死者や鬼神の名を避ける」という意味の用法もその延長線の上にある。

中国で「諱」が死者の実名を意味し、生者の実名は「名」と言うものの、死後には「諡」を贈り、「諡」をもって死者を呼び、生前の「名」は「諱」と称して、「諱」で死者を呼ぶことを憚るようになったのは、かなり古代に遡る慣習らしいが、「諱」のこの用法は、凡そ右に列挙した意味が総合された結果に成ったものであろう。

陳垣氏撰『史諱举例』は、「避諱為中国特有之風俗、其俗起於周、成秦、盛唐宋、其歴史垂二千年」と書く。そして、遅くとも宋代には、公的社会で皇帝や孔子の諱を避けて用いないことが強制されるところとなり、唐宋代に盛んとなったこの慣習は、これを「国諱 guo hui」または「公諱 gong hui」と称することになる。一方、祖先や一族の長の諱を、その一族の内部では避けて用いない習慣も行われるようになり、これは後世「家諱 jia hui」または「私諱 si hui」などと呼ばれるようになった。⁽¹⁾

陳垣氏の説では、避諱は中国で古来つぎのような方法で行われた。

(一) は諱字に対して同義異字を用いる方法で、同氏の用語では「避諱改字」と称する。(二) は諱字の代わりに「某」または「諱」と書いたり、あるいはその文字のあるべき場所をブランクとするもので、同氏はこれを「避諱空字」という。(三) は諱字の絵画から一画もしくはそれ以上を省く方法で、同氏の用語では「避諱缺筆」である。陳垣氏によると(一)は秦代から行われ、(二)の習慣もその事例は古く漢代以前に遡る。これに対して(三)は唐代に始まり、貞観年間以降にその多くの例を見るとされる。陳垣氏はさらに「避諱改音之説」も唐代に始まったと言われてきたことに言及し、この「諱字をことさらに他の発音に変えて読んだ」とされる事例を吟味して、そこには疑わしいものが多いとしており、結局、避諱の習慣はおおよそ、右の(一)、(二)、(三)の三つの方法によって行われたとする。しかし諱字を異

なる発音や声調に変えて読む避諱改音の事例は、陳垣氏の否定的吟味にも拘らず、実際に行われたと考えて良い例も存在し、平山久雄氏は「避諱改音之説」が唐代以降に行われてきた背景には、避諱改音の習慣が実際にあったのだと断定されている。⁽²⁾ 私もこの説に賛成であるが、この第四の方法は、右の三つの方法に比較していえば、その事例が数において大いに劣るのは争えない。

二

避諱の慣習は中国から漢字文化を受容したベトナムにも伝播し、とくに黎 Le 朝後半から阮 Nguyen 朝にかけて、避諱を厳しく遵守することが、官人、士大夫、読書人社会において強制された。そこでは、それは中国と同様に「避諱 *hũ*」と呼ばれることもあったかに見えるが、通常は日本語で言う「湯桶語」の構造で独自に「京諱 *kieng hũ*」と称し、古辞書も等しくこの語を載せる。それは近代語の口語用法にも *kieng ten hũ* という形で残っているが、一九世紀まで字喃で書く民族語彙を俗語視し、その文字たる字喃を自ら俗字と呼んできたこの国の社会で、こうした中国伝来の慣習を、このように民族語で呼び慣わすことは、避諱の慣習がいかに普遍的であったかを示すものでもある。

中国の慣習を受容したベトナム人の避諱には、むしろ陳垣氏の説の三つの方法の全てが含まれるが、さらに避諱改音は、むしろその慣習の重要な要素の一つで、避諱改音に起源する越南漢字音 *Sino-Vietnamese* の個別的な変容が、その体系に様々な問題を起こしているのみでなく、これから述べるように、この四つの方法に加えて、さらに他の、この国独自の避諱が行われてきたのも見逃すことができない。

その避諱の実例を全体に言えば、避諱改字の例で最も良く知られているのは、「實」 *that* を避けて「寔」 *thuc* に作

る、阮朝（一八八二—一九四五）初期以降の慣習であり、大南帝国の阮朝が中国の『皇明實錄』や『大清實錄』に倣って編纂した、ベトナム近世史の根本資料とされている。皇帝一代毎の編年体の記録の書名が、本来は『大南實錄』 Dai Nam That Luc であるべきところが、『大南寔錄』 Dai Nam Thuc Luc となっているのはこのためである。「實」that を「寔」thuc に改字するのは、阮朝の第二代皇帝聖祖の皇后、胡 Ho 氏の諱である「實」That を回避したからにはかからない。胡氏は聖祖が即位するよりはるかに以前の嘉隆六年（一八〇七）に、第三代皇帝憲祖となる皇子暉 Tuyen を生んだ直後に十七歳で死んでいるが、『大南寔錄』に付属する『大南正編列傳』 Dai Nam Chinh Bien Liet Truyen 「二集」には、この聖祖佐天仁皇后の名がすでに「上従ウ下従貫」と書かれている。すなわち皇后は、はじめ福国公胡文孟 Ho Van Boi の女、華 Hoa であったが、阮朝初代皇帝世祖が後の聖祖となる、当時、事実上すでに皇太子であった皇子咬 Hieu に功臣の女を選んで配するに当たって、つぎのようにその名を改めて「嘉名」を賜ったことが記載されている。

「世祖高皇帝与順天皇后、選功臣之女聖祖仁皇帝配、命進侍潜邸、后淑慎賢貞克尽孝敬、世祖深嘉之錫以嘉名。〔注〕上従ウ下従貫、初世祖謂曰、妃原名上従特下従十、特以芳聞四字為曷若、上従ウ下従貫兼有福菓因以錫名」³⁾

そもそも、この「上はウに従い下は貫に従う」という表現によって「實」を連想させるのも、「上は特に従い下は十に従う」によって胡氏の原名である「華」を記すこととともに避諱の一例であるが、以上のように世祖が皇子の妃に与えた「嘉名」によってその死後、阮朝の公式文書においては「實」字はすべて「寔」で書かれるところとなり、事実、合計四四一巻から成る阮朝の年代記たる「實錄」の、その最も初めの部分である「前編」十二巻が、憲祖の紹治四年（一

八四四)に上梓された時に、『大南實録』はすでに『大南寔録』となされた。しかし、「寔」は「広韻」に「實」とは異なる反切で示される通り、⁽⁴⁾別個の音価を持つ文字であったところから、この避諱改字は音的には避諱改音にまで踏み込んだ結果を生じた。すなわち実際には「實」字を *thuc* で読むことが普遍的になった結果、近代ベトナム語ではこの文字を含む漢語と、この漢字音と民族語の連接による語彙のほとんど全てにおいて、語を構成する音節 *that* が *thuc* に変化する事態を見たのである。

即ち二〇世紀に入って漢字を廃し、ローマ字正書法 *quoc ngu* がナショナル・スクリプトの地位を獲得するに及んで、*that nghiem* [実験]、*that luc* [実力]、*that dung* [実用]、*that quyen* [実権]、*hien that* [現実]、*thanh that* [誠実]、*qua that* [果実]などの漢語や、*noi that* (呐実)、*that ra* (実囉)とあるべき〈湯桶〉、〈重箱〉構造の語彙までが、すべて *thuc nghiem*、*thuc luc*、*thuc dung*、*thuc quyen*、*hien thuc*、*thanh thuc*、*qua thuc*、*noi thuc*、*thuc ra* と綴られ、無論また文字の変革以前よりすでにこれらの語彙がそのように発音される事実を将来したのである。この例に漏れる語彙は極めて少なく *chan that* [真実]、*su that* [事実]のような例を今日の辞書に求めることができるが、*su that* も一九五〇年代から後、なお共産党の或る機関の名前としても存在したが、最近では *su thuc* の常用も優勢である。これらのことは、封建王朝時代の習慣が社会主義時代になっても依然としてその言語に影響を及ぼしている興味ある事実と言えるのであろう。が、この現象についてはすでに小文に書いたことがある。⁽⁵⁾

二

避諱空字と避諱缺筆についてもベトナムには多くの事例がある。前者の例を上述の『大南寔録』に求めるならば、『大

南寔録前編] Dai Nam Thuc Luc Tien Bien 卷一の「太祖嘉裕 Gia Du 皇帝寔録」は、太祖の父を「考肇祖靖 Tinh 皇帝諱□澄国公長子」と記し、その諱「塗」Kim をブランクとしている事などがその適例である。

ここに見られる澄もまた「澄」Trung たるべき避諱缺筆の例に違わないが、この「寔録」では「諱」のみならず、このように固有名詞化している爵号や「字」^{あざな}についても避諱を行い、また廟号の一部分をなす「宗 tong」字についても、当朝の廟号を尊ぶために、この字を回避して缺筆または改字とする。阮朝以前の王朝の皇帝の廟号の「宗 tong」字は「宗」と書かれ、また、とりわけ前朝の皇帝、裕宗 Du tong、純宗 Thuan tong、懿宗 Y tong などの「宗 tong」は「尊 ton」と書かれた。「宗」を「尊」に書き替えたことは、同時にこの文字を tong から ton へ読み替えたことも意味する。このようなことを行つた阮朝における避諱缺筆については、それは三種類に分かれる。「大南寔録正編」 Dai Nam Thuc Luc Chinh Bien 「第三紀」卷四には、異なる六つの避諱の方法を簡条書きにした合計五十六字の「国諱諸尊字」が掲げられているが、そこには先ずつぎのように避諱缺筆の条例が三箇条に分類されている。

「同音而有別音諸字、均臨読避音、臨文省画、人名地名、不冒用、凡二十七字」

「音近而非係同音諸字、均臨読仍作正音、臨文聽其省画、凡七字」

「臨文省画、臨読避音、人名地名、不冒用、一字」

最初の条には、偏旁に含む「疋」「泉」「庸」「全」等の一筆を缺き、また「睿」「容」の二筆を省画する缺筆の文字二十七字を掲げるが、条文に言うように缺筆を強いるとともに読むに当たって改音の規制をも定める⁶⁾。第二の条に言う国

諱の七文字は全て偏旁が「宗」もしくは「賓」から成るが、これらの一筆を省くと同時にこの国諱と類似の音の漢字を国諱諸尊字の音と読み誤らぬ注意を強調したものである。⁽⁷⁾ また第三の条に挙げる一文字は「上従艸下従化」として示される「花」字で、前記の仁皇后が妃となる前の名である「華」字と音義が通ずることによって国諱尊字となされたと思われるべきだが、省画と同時に音読に臨んでその音を避ける規定である。「避音」は単純に考えれば改音を意味するが、あるいは音読を禁じた可能性もある。少なくともここに見られる避諱缺筆はいずれにしても音読に関するタブーを同時に課するもので、いずれにしてもこのような条例の内容は中国の避諱の慣習と一様には思えない。

上述の「国諱諸尊字」から上にいった三十五字を除く二十一字は、また三つの場合に分類されているが、その一つである「臨文加〵頭、臨読避音、人名地名、不冒用、凡二字」として示されている二文字は、他ならぬ先に挙げた「賓」と「華」で、『大南寔録』では前者が「寔」に改められ、後者は缺筆字とするものの、ここではともに改字と缺筆ではなく、文字の上に〵を冠する規定である。諱字の頭に〵を加える思考は、この後で話題にする避諱字と関連がある。その他の二つの場合の一つは、「臨文改用、臨読避音、人名地名、不冒用、凡三字」とされ、同書はこれらの文字を「左従日中方右従定」、「上従日左従鬲右従虫」、「上従ウ下従示」と書く。言うまでもなくこれらの三字はそれぞれ「𠂔」「𠂔」「𠂔」であって、「𠂔」は前記の如く憲祖紹治帝の諱であり、「𠂔」はその又諱、「宗」字の缺筆の理由についてはすでに述べた通りである。最後の条文「同音諸字、臨文各随文義改用、臨読避音、人名地名、不冒用、凡二十一字」として示されている二十一字については⁽⁸⁾避諱改字とともに避諱改音が強制される。しかもこの文字そのものについてののみならず「同音」の諸文字についても規制を加えるところに厳しい権力行使が窺われると言って良からう。これらの各条に言う「臨読避音」には、必ずしもそのまま避諱改音のカテゴリーに該当しないものも含まれるが、いずれにしてもその「音」

についての規制を定めたもので、思想としては避諱改音に類すると言うべきであろう。

ベトナムの漢喃院の呉徳寿 Ngô Duc Tho 教授は「陳朝避諱初探」と題する論文⁽⁹⁾において、『大越史記全書』の記事によると同時に李朝以後の碑文を調査した結果によって、この国における避諱は陳朝(一二二五—一四〇〇)に始まり、陳朝では天応政平元年(一二三二)以降、五次に亘って避諱の令が公布され、合計二十八文字が避諱に該当する文字として定められていたとし、その方法には改字、缺筆とともに改音が行われていたとする。このように音の側面に重点を置く避諱の思考が、結果的に越南漢字音の体系に逸脱する個別的な字音を生むと同時に、前述の「實字」と同様に、時に常用語の変容に及ぶ事例すら残したことは極めて興味ある事実と言わねばならない。避諱そのものの研究を含めてこれまでこの方面の研究は極めて少ないが、本来中国語の中古音 Ancient Chinese に対応する越南漢字音体系における個別的例外的漢字音の中に、避諱改音の例が少なからず見られるのは中国と異なる⁽¹⁰⁾。

避諱改音に由来する漢字の読みの変化は、語彙の変容にも影響を与えている。それが後世の近代語彙に少なからぬ影響を及ぼした特徴的な一例は、阮朝第四代翼宗(一八四七—一八三三)の諱「時」[thi]を避けた「時」[thoi]への読み替である。これを日本語の漢語と混乱を来たさないために、あえて通行の越英辞典から英語の語釈⁽¹¹⁾を借りてこれを示すならば、

現代語の thoi beuh (epidemic) ' thoi bieu (=time table) ' thoi cuoc (=situation) ' thoi co (=opportunity) ' thoi gian (=time) ' thoi dam (=comment on current events) ' thoi tiet (=weather) ' lam thoi (=provisional, ad interim) ' tam thoi (=provisional) ' dong thoi (=at the same time) など thoi を含む双音節詞の全てが、本来の thi beuh [時病] ' thi bieu [時表] ' thi cuoc [時局] ' thi co [時機] ' thi gian [時間] ' thi dam [時談] ' thi tiet

「時節」' lam thi 「臨時」' tam thi 「暫時」' dong thi 「同時」' であるべき語が、thi を避けて thoi に読み替える慣習によって成立しており、現代語ではこれらの thoi を再び thi に換置することは不可能である。thoi が翼宗の諱を避ける改音であることは、一九世紀以前に宣教師によって編纂された大部の辞書三点の中で、阮朝政権の成立前後または阮朝初期に成立した二本の安羅辞典、ピニョーとタベールの辞典が *thoi* を見出し音節として全く記載せず、翼宗没後に出版されたジェニブレルの安仏辞典が、*thi* 「時」' に対して thoi 「時」' を別見出しとして掲げ、これを thi の allophone と解説するかのような記述を施しているところにも反映されている。⁽¹³⁾

四

以上の四つの避諱例に含まれぬベトナムの避諱は、漢字を構成する要素の配置を転換して、文字の形を改めるともいふべき例で、それらの文字は、敢えて言えば漢字の常識を逸脱していると言つて良いかもしれない。

その具体例の一つは黎朝（一四二八—一七八九）後半期に出版されて今日に伝わっている、道教の経典『高上玉皇本行集経 Cao thuong Ngoc hoang ban hanh tap kinh』巻中に見られる、黎朝の創立者である太祖黎利 Le Loi の兄の諱「曠 Khoang」を避けた「𨵿」で、ハノイ大学の阮才謹 Nguyen Tai Can 教授がその研究に挙げる避諱文字の中に見える。⁽¹⁴⁾ このような文字の作り変えは、他にほとんど見ることは出来ないが、実はこれは本来はその上部に「𨵿」を付加すべきを行わなかったものであろうと思う。

同書には太祖の諱「利」を避けた「𨵿」、第二代皇帝、太宗黎龍 Le Long の諱を避けた「𨵿」が見られるが、このようにそれぞれ漢字の左右を入れ替えると同時に、上部に「𨵿」を付加するのが、この避諱の特徴であった。この形式の

右左
从从
𠂇𠂇

起源は先にあげた『大南寔録正編』「第四紀」に見られるような「左從𠂇右從虫」によって「融」を表す方法を一字の形としたもので、「𠂇」は本来は「左從禾右從𠂇」、「𠂇」も「左從音右從𠂇」で、これを二行に分けて書いた避諱文字に対する説明から、上部にあった「左」「右」の文字を省略して一文字の形にしたものであったはずである。呉徳寿氏が紹介する順天六年（一四三三）⁽¹⁵⁾に建てられた黎朝太祖の陵、藍山永陵の碑文に含まれる五文字の避諱文字の書法は、このことをよく示している。文字の右と左が転換している理由は、阮朝の『寔録』は、例えば「左從𠂇右從虫」を上から下へ一行で書くのに対して、黎朝では文中の避諱文字に当たる部分は、問題の文字の左部分と右部分を一文字の二つの一サイズの文字で、二行に分けて説明したことによる。文字の構成要素を左部分から説くのは漢字の常識だが、漢文は本来右から左に書くから、右上の図に見られるように左部分の説明が右側に、右部分の説明が左側に置かれ、その全体から「左」「右」の文字を取り去った結果として、「从」を上部に付加して左右に入れ替えた独特の文字が避諱字として出来上がったのである。かくて「从」は其の下に左右の偏旁が反転して逆になった文字が避諱文字であることを示す logograph の役目を果たすと同時に、「上从A下从B」方式の文字にもつけられる「改音せよ」と言う意味のマークでもあったと推測される。

前述の阮朝における「實」と「華」に「𠂇」を冠すべき規定は、まさにこのことを示したものであり、この場合「𠂇」は「从」の筆数を省略した「𠂇」からさらに一筆を欠いたものであることは容易に推測し得ることである。前記の「𠂇」の避諱文字「𠂇」は漢字の構成要素をただ単に左部分と右部分だけでは説明しにくい形になったために「从」を文字の冠として残す字形にならなかつたに過ぎない。

このように「𠂔」を上部に冠して文字の要素の左右を入れ替えた独特の避諱字は、一五世紀半ばに、中国の明代の瞿佑 Qu You の『剪灯新話』の影響を深く受けた阮瑛によって書かれた、漢字による文言の短編小説集『傳奇漫録』 Truyen Ky Man Luc 四巻の刊本の一つの百四十五か所にわたって、その十二文字が見出だされる。当該刊本は『舊編傳奇漫録』と題する永盛 Vinh Thinh 八年（一七二二）刊の木活字本で、避諱文字は「𠂔」、「𠂔」、「𠂔」、「𠂔」、「𠂔」、「𠂔」、「𠂔」、「𠂔」、「𠂔」、「𠂔」、「𠂔」、「𠂔」である。

これらの文字が、いかなる人物の諱を避けたものであるかの特定は、それ程困難なことではない。そのうちの四字を除いた八字は、いずれにしても黎朝の皇帝もしくはその血縁者の諱を避けたものである。左にそれを一覧すれば、

- | | | |
|-----|-----------|--------------------------------------|
| 「𠂔」 | 「利」 loi | 太祖 利 Loi (在位一四二八〜三三二) |
| 「𠂔」 | 「除」 tru | 黎利の第二兄 除 Tru |
| 「𠂔」 | 「邦」 bang | 三代仁宗 邦基 Bang Co (一四四二〜五九) |
| 「𠂔」 | 「誠」 thanh | 五代聖宗 思誠 Tu Thanh (一四六〇〜九七) |
| 「𠂔」 | 「潭」 dam | 十五代 (後期第四代) 世宗 維潭 Duy Dam (二五七二〜九九) |
| 「𠂔」 | 「新」 tan | 十六代 (後期第五代) 敬宗 維新 Duy Tan (二五五九〜六一九) |
| 「𠂔」 | 「祐」 huu | 十八代 (後期第七代) 真宗 維祐 Duy Huu (二六四三〜四九) |

「甞」には多少疑念があるが、真宗の又諱「禔」*chē*と音を共通にする文字を避けたに違いない。

このようにこれらの文字は多くは黎朝皇帝、もしくははその皇族の諱であつて、この書物の出刊年代、永盛年間は、黎朝第二十三代(後期第十二代)祐宗の治世に当たるから、それは当然だと考えられるが、ただし「蘇」、「蘇」、「蘇」、「蘇」の四文字が、「根」*can*、「檢」*kiem*、「松」*tung*、「柄」*binh*を避けた文字であることは明らかであるものの、これらの文字はいずれも、黎朝帝室の関係者の諱に対する避諱字ではない。言うまでもなく、四文字は黎朝の臣で黎朝後期(一五二九―一七八八)に朝廷の実権を握り、その王府の権力をもつて、後のトンキン地方一体である北河 Bac Ha を実質的に統治し、南方の広南 Quang Nam を統治した阮 Nguyen 氏と対立した鄭 Trinh 氏の統領、ベトナム語で *chua*(主)と呼ばれる封建領主の初代、二代、五代と、および第六代の父の諱である。すなわち

〔蘇〕 「檢」*kiem* 初代統領 太師鄭檢 Trinh Kiem (生没一五〇三―一七〇)

〔蘇〕 「松」*tung* 二代統領 平安王鄭松 Trinh Tung (一五五〇―一六二三)

〔蘇〕 「根」*can* 五代統領 定南王鄭根 Trinh Can (一六三三―一七〇九)

〔蘇〕 「柄」*binh* 六代統領 南都王鄭柄 Trinh Cuong (一六八六―一七二九)の父、鄭柄 Trinh Binh

『大越史記全書』によると黎朝は中国から独立して中国式民族王朝を復活した一四二八年を第一次として、多くの次数にわたつて避諱の令を下し国諱を定めているが、鄭氏の統領の諱が国諱にはなり得ないから、このことは鄭氏王府の

統制が特定の印刷と出版の社会に及んでいたことを意味する。

『傳奇漫録』の刊本の原刻は、二種類しかない可能性が高く、その二種ともが日本に伝わっている。これまでの調査では双方ともに本国のベトナムでは見掛けたことがないが、上述の永盛八年（一七一二）刊木活字本『舊編傳奇漫録』の他の一本は永盛十年（一七一四）刊の『新編傳奇漫録』と題する板本で、この板本が前記の『舊編傳奇漫録』に対して最も異なっている特徴の一つは、上にあげた特異な避諱字を一切用いていないことである。僅か二年を隔てたのみで刊行された同一の文学作品における文字使用に、この様な違いがあるのは極めて理解し難いところである。これをどの様に解釈するかが本論の結論である。

『舊編傳奇漫録』と『新編傳奇漫録』は前者が木活字本で後者が板本と言う違いがあるが、共に首都河内 Ha Noi の東方約四〇キロメートルに位置する海陽 Hai Duong 市の郊外の、黎朝から阮朝にかけて印刷、出版のギルドの村として知られた二つの村で印刷されており、前者は紅蓼 Hong Lieu、後者が柳幢 Lieu Trang と称する「社」xa のレベルの村で印刷されたことが、それぞれ書物の扉で明らかにされている。両村は共に嘉祿 Gia Loc 県に属し、互いに数キロの距離で隣接する村であるが、近世ベトナムで出版社や印刷業が集中した、後に河内となる昇隆 Long Thang、南定 Nam Dinh、順化 Thuan Hoa (フエ Hue) 等の書坊は競ってこの両村の刻工を雇用したと言われている。一九世紀後半、紅蓼 Hong Lieu は、第四代翼宗の諱、洪任 Hong Nhiem の一字の音を避けて青柳 Thanh Lieu の村名に変わり、両村は「二柳」と合称されてはば一つのギルドの村の観を呈するが、上記の文学作品がそれぞれ異なる印刷法で印刷された一八世紀初頭には、恐らく紅蓼 Hong Lieu のみに鄭氏の権力統制が及んでいたか、あるいは紅蓼の刻工集団が、何等かの理由で鄭氏政権に接近しているべき理由があったのではないかと思う。

さらにつきのような推測も可能である。即ちこの文学作品は、フランス極東学院のエミール・ガスパルドン Emile Gaspardon 教授が一九三四年に発表した、ベトナム文献に関する大部の書誌学的研究⁽¹⁷⁾の中で、景興二十四年刊の『新編傳奇漫録』の存在を紹介されてから、この版が現存する最も古い刊本と思われてきたが、同本はその序で「阮碧 Nguyen Bich 家の家刻本を重刊した」ことを明らかにしており、しかも詳細にその印刷を調べてみると、それは永盛十年刊の『新編傳奇漫録』のかぶせ彫り重刊本であることが明らかで、そこにいる阮碧家の家刻本とは果たしてこの永盛十年刊『新編傳奇漫録』を意味するものであらうと思われる。この結果、坊刻本である『舊編傳奇漫録』は当然のことながら黎朝朝廷と鄭氏王府政権の統制に服さなければならなかったが、その一方で当時は家刻本の上梓にはそれ程厳しい国諱の遵守が規制されていなかった結果がここに呈されているのだと言えるだろう。

さらに冒險的な他の推測を敢えて付け加えるならば、永盛八年刊木活字本の『舊編傳奇漫録』は目下のところ、ほぼ本邦のみに伝わる稀覯本であるが、それが本国で発見されぬ事情について、当該本が刊行の後、発禁の難に遭った恐れもあるのではないかと思われる。もしそうだとすれば、それはまさにこの作品に、陳朝没落期の権臣、胡亓○氏を酷評した短編小説が一に止まらずにあるばかりでなく、詳細にみても、権臣鄭氏の統領の諱を避けそびれたと思われる杜撰な印刷の過失があつて、—— 事実避諱字を用いていない個所が少からず見受けられる—— 文字通り鄭氏政権の「忌諱」に触れたに相違ないという指摘も不可能ではない。

註

(1) 陳垣氏撰『史諱举例』、北京、一九六七年、一〇一〇頁。

- (2) 平山久雄「中国語における避諱改詞と避諱改音」(『未名』第10号、中文研究会、神戸大学中国文学研究室、一九九二)
- (3) 『大南正編列傳』「二集」卷一。
- (4) 『広韻』によれば實は「神質切」、寔は「常職切」。
- (5) 川本邦衛「『寔』は実は『じつ』か『じょく』か」(『三田評論』第85号、慶応義塾、一九八三)
- (6) 二十七字はその旁に「疋」を含む七字、「泉」字及び「泉」を旁とする文字四文字、「全」字と「全」を旁とする文字計二字、「容」字及びこれを旁に含む五字、「庸」字と「庸」を旁に含む計四文字、「爰」と「爰」を旁に含む文字の合計三字である。
- (7) 七字は「宗」を旁とする「棕」「踪」などの五文字と「賓」字。
- (8) 「旋」を旁に「玉」「目」「魚」を偏とする三字、「容」を旁に「衣」「玉」「車」「金」「木」を偏とする五字、「庸」を旁に「金」「心」「魚」「邑」「攴」「水」を偏とする六字。「泉」を旁とし「魚」と「虫」を偏とする二字、「宗」に人偏を付した文字一字と「全」字。
- (9) Ngo Duc Tho; *Buoc dau nghien cuu chu huy doi Tran* (陳朝避諱字研究の第一歩) *Nghien cuu Han Nom* (『漢喃研究』), 1986-1. Institute of Han Nom, Ha Noi.
- (10) 清水政明「ベトナム漢字音中の例外的字音に関する考察―、避諱音の残存について」『スタジアム』19、大阪外国語大学大学院研究室、一九九一、はこの現象に対する問題関心の表れである。
- (11) Nguyen Dinh Hoa; *Vietnamese English Student Dictionary*, Southern Illinois University Press, 1967.
- (12) Pigneau de Behaine; *Dictionary Annamite-Latinum*, 1799, inedit.
- (13) J. L. Taberd; *Dictionary Annamite-Latinum*, Serampore, 1838.
- (14) J. F. M. Gembrel; *Dictionary Annamite-Francais*, Saigon, 1898.
- (15) Nguyen Tai can; *Nguon goc va qua trinh tinh thanh cach doc Han Viet*, 1979, Ha Noi, p.49.
- (16) Ngo Duc Tho; *Chu huy doi Le so* (黎朝初期ごまごま避諱字), *Tap chi Han Nom* (『漢喃雜誌』), 1991-1, Institute of Han Nom, Ha Noi.
- (17) 張秀民『中国印刷術的發明及其影響』一九五六、北京、一五六頁。
Emile Gaspardone; *Bibliographie Annamite*, BEFEO, XXXIV, 1935, Ha Noi.